

国勢調査は、5年に1度の最も重要な統計調査です。対象者は、国籍に関係なく、日本に3か月以上住んでいる人又は3か月以上住む予定の人です。調査結果は、私たちが住む鞍手町や日本のありのままの実態を把握し、町や国が未来に進むための政策等に役立てられます。国勢調査へのご理解・ご協力をお願いします。

10月1日は
国勢調査



役場政策係 ☎ 42局 2111番

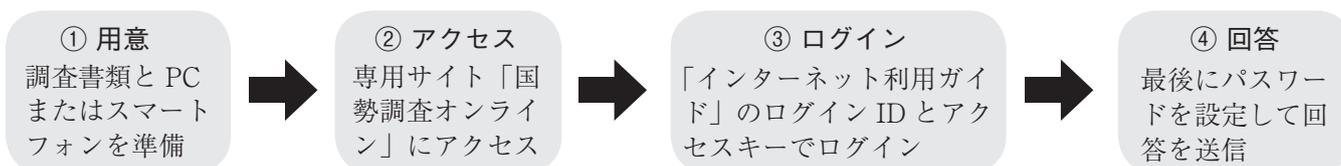
回答期限は令和2年10月7日（水）まで

調査の回答方法は、①インターネットによる回答、②郵送回答、③調査票（紙）を調査員が直接回収の3種類があります。期限までに回答をお願いします。

人との接触を極力避けて回答しましょう

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、スマートフォン・タブレット又はパソコンでの回答をおすすめしています。また、郵送の場合は、専用の封筒にて郵便ポストへの投函をお願いします。調査票の回収の場合は、あらかじめ調査員と訪問日時を相談して、自宅ポストを使って受け渡しをお願いします。

【インターネットでの回答の仕方】



詳しくは
国勢調査 2020 キャンペーンサイト (<https://www.kokusei2020.go.jp/>)

問い合わせは
国勢調査コールセンター ☎ (0570) 07局 2020番
役場政策推進課政策係 ☎ 42局 2111 (内線 383・384) まで



「ひとりで悩まないで。」

悩んだときは、かのんに相談してください

直轄地区障がい者
虐待防止センター

「かのん」

をご存じですか



直轄地区障がい者虐待防止センターかのんでは、障がいのある人の権利擁護や虐待に関する相談をお受けします。

「障がい者の虐待ではないか？」と気づいたり、感じたら相談(通報)してください!!

● 障がい者虐待とは

養護者（家族・親族・同居人など）、施設従事者等（障がい福祉施設や障がい者福祉サービス事業に従事する職員など）、使用者（本人を雇用する事業主、事業所の上司・同僚など）が障がいのある人に行う次のような行為を障がい者虐待といいます

身体的虐待	心理的虐待	放棄・放任	性的虐待	経済的虐待
暴力などで身体に傷やアザ、痛みを与える行為（叩く、殴る、蹴る など）	高圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって苦痛を与えるような行為	介護や生活の世話をしている家族などが、介護や世話を放棄するような行為	本人の同意もなく行う性的な行為や、わいせつな行為	財産や金銭の無断使用や本人が望む金銭の使用を理由なく制限するような行為

障がい者の虐待に気づいた人には、通報義務があります。通報した人の情報は守られます。また、匿名による通報も受け付けています。

直轄地区障がい者虐待防止センター かのん

〒 822-0026 直方市津田町7番 20号 直方市健康福祉課別館 ☎ 24局 1556番 FAX 24局 1552番

● 電話での相談は 24時間 365日受け付けています。

● 障がいのある人に対する虐待でも、年齢などによっては受付窓口が異なる場合があります。